

平成 31 年 4 月 1 日

成績評価に対する異議申立てについて

医学部長

I. 成績評価が、次の（１）、（２）に該当する場合には、医薬系学務課学部教務チームを通じて医学部長宛に異議を申立てることができます。なお、成績評価の理由や根拠に関する申立ては、認められません。

（１） 成績評価の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの。

（２） シラバス（授業案内）等で周知された達成目標及び成績評価の方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。

II. 成績評価に対する異議申立て先、成績評価発表日、異議申立て受付期間及び結果の通知期間は下記のとおりとします。

1. 成績評価に対する異議申立て先

医薬系学務課学部教務チーム窓口

※ 成績評価に対する「成績異議申立書」は同窓口にあります。

2. 成績評価に対する異議申立て受付期間

当該授業科目の成績発表後 2 週間以内を原則とします。

3. 成績評価に対する異議申立て結果の通知期間

「成績異議申立書」受理後、2 週間を目途に書面で回答するものとします。